

国家工商行政管理総局「知財濫用に関する独占禁止法執行指南（第7稿）」に対する意見

一般社団法人 電子情報技術産業協会 法務・知的財産権委員会

条項番号	修正提案	修正理由
全体	<p>起草説明に「商務部、国家工商行政管理総局、国家発展・改革委員会、中華人民共和国国家知識産権局の4部門によりそれぞれの職責に従って起草され、委員会弁公室により一本化され、正式版が作成された。」とあるが、本第7稿は一本化されたガイドラインの修正案なのか？1月に国家発展改革委員会作成のガイドライン案の意見募集があったが、それとの関係を明確にしてほしい。</p>	<p>表現や文言の違いによる混乱を避けるため、ガイドラインを一本化していただきたい。</p>
<p>第四条 (四)</p>	<p>競争に有利な影響が不利な影響よりも大きなことの証明を事業者に求めるのであれば、不利な影響が発生している証明を実施者にも求めるべき。すなわち、実施者が証明できないときには、当局はそれを禁止しないことができる。</p> <p>「(四) 知的財産権の行使が競争に不利な影響を生んでいる、又は生む可能性があるが、当該行為がイノベーションと効率に対し有利な影響を生む、又は生む可能性があり、かつその影響が不利な影響よりも大きいことを事業者が証明できる場合、国务院独占禁止法執行機関はそれに対し禁止しないことができる。」について、「競争(市場)」と「効率・イノベーション」の関係が不明であり、どのような利益衡量等がなされるのか、予見可能性が低いので、具体的な例を示す等していただきたい。</p>	<p>両者がそれぞれ証明責任を有することで公平な判断に導くことが可能になるため。</p> <p>(修正提案に含む)</p>
<p>第七条</p>	<p>後段の『中華人民共和国の国外の知的財産権の濫用が国内の市場に対し、排除、制限の影響を生む場合、本ガイドラインを適用する。』個所について、「国内市場に対し、排除、制限の影響を生む場合、」という考</p>	<p>(修正提案に含む)</p>

	慮要素は示されているものの、具体的にどういった場合が想定されているか不明確であり、また、そもそも効果理論との関係で合理的か、あるいは我が国への影響がどの程度なのかといった点について懸念する。	
第十五条	競争者間の市場分割は独禁法第13条の独占的協定に属するということであるが、特許権の許諾を特定の製品（例えば、端末製品に許諾するが、送信機には許諾しない）に限定することや、中国特許は許諾するが日本特許は許諾しないということは適正な特許権の行使であることを明示すべき。	特許権の正当な権利行使として行われているライセンスへの影響を防止し、不要な混乱を回避したい。
第十七条	「競争者間の共同ボイコット」について権利者が共同で許諾拒否をする場合のみならず、実施者が共同でライセンス取得を拒否もしくは集団で交渉するライセンシーカルテルも共同ボイコットとして規定すべき。	当事者間の交渉の公平性と権利者の適正な保護を図るため。
第二十条	第十五条と同じ	
第二十一条	セーフハーバーに該当するかどうか判断するにあたって、代替的技術の数がひとつの基準になっているが、事業者側で代替技術数をカウントできるのか疑問あり。代替技術の数をシェア基準に変更するなど、実効性のある内容に変更する必要があると考える。	(修正提案に含む)
第二十三条全体	「市場支配的地位を有する事業者は、標準規格必須特許に限らず特許全般について、合理的（＝高価格でない）かつ非差別的な条件でライセンスする義務がある（ライセンスを拒否できない）、すなわち標準必須特許以外の特許についても実質的にFRAND条件でのライセンス義務を負う」との拡張解釈に基づく法の運用がなされる可能性を強く懸念する。	(修正提案に含む)
第二十八条	市場支配的地位を有する事業者の専利権	重複規定になっているため。

全体	の行使に関しては、これまでの条項で高額なロイヤリティや抱合せ、差別的取り扱いを禁止する規定が記載されており、下記（一）を除いて、標準をことさら取り上げる必要はない。	
第二十八条（一）	「その権利を明確に放棄したが... 専利権を主張する」と記載されているが、「放棄した」とは標準団体に対して特許権の不主張もしくは無償ライセンスを宣言したということであろうか？明確にしてください。	明確化による混乱防止のため。
第二十八条（二） （三） （四）	第二十八条（標準の制定と実施に関わる独占行為）は、標準の実施に欠くことのできない専利全般が対象となっているが、本条（二）（三）（四）項の適用は、権利者が標準化団体の知財ポリシーに基づき FRAND 宣言（FRAND 条件でライセンスをする意思を標準化団体に文書で明らかにすること）を行なった標準規格必須特許に限定されるべきである。	（修正提案に含む）
第二十九条（一）	「プールの外で独立した許諾者としての専利許諾を制限する」と記載されているが、プール外で独立した許諾者として許諾することは奨励されるべきである。ここで言う「制限」とはどのような行為を意図しているのでしょうか？明確にしないと単独ライセンスを阻害することになる。例えば、「メンバーが本ガイドラインに基づきプール外で許諾を行うことは奨励される」などの記載がわかりやすい。	明確化による混乱防止のため。
第二十九条（七）	「国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の市場支配的地位を濫用する行為。」を 「 <u>国務院独占禁止法執行機関が本ガイドラインに基づいて認定するその他の市場支配的地位を濫用する行為。</u> 」に修正していただきたい。	認定の基準の明確化のため。

以上